

交通基盤部内各課長 様  
関係各部局入札契約担当課長 様  
各発注機関の長 様

交通基盤建設経済局建設業課長

建設工事の随意契約に係る最低制限価格の設定について（通知）

建設工事の請負については、令和 7 年 4 月の静岡県財務規則の改正に伴い、随意契約によることが可能な範囲が拡大されているところですが、契約に先立ち、複数の事業者から見積書を徴収する際に、一部の工事において、入札に類似した過度の競争が見受けられ、ダンピングの発生等が懸念されるところです。

このため、適切な施工と品質の確保の観点から、随意契約の手続においても、最低制限価格の設定を可能とすることとしましたので、その取扱い等について下記のとおり通知します。

記

1 対象

県が発注する建設工事のうち、随意契約によるもの

2 条件

過去の実績などから、複数の事業者から見積書を徴した場合に過度の競争が発生することが見込まれる場合（設計価格を著しく下回る見積書の提出が常態化している等）は、最低制限価格を設定することができる。

3 手続

最低制限価格の設定方法等については以下によるほか、静岡県最低制限価格制度実施要領による。

- (1) 随意契約執行伺において、最低制限価格を設定することを明記し、決裁に回付するほか、予定価格表に最低制限価格を記載する。
- (2) 事業者に見積書の提出依頼をする際は、①最低制限価格を設定していること、②当該価格を下回る見積りをした者とは、随意契約を締結しないことをあわせて通知する。
- (3) 最低制限価格は一律予定価格の 88%とする。
- (4) 最低制限価格は公表しない。

担 当：建設経済局建設業課建設業班  
電話番号：054-221-3059